

議案第 1 1 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 0 年板橋区条例第 2 0 号）
の一部を次のように改正する。
第 2 条に次の 2 号を加える。
(5) 一時保護業務手当
(6) 児童相談所業務手当
第 7 条第 2 項中「区規則」を「板橋区規則（以下「区規則」という。）」
に改める。

第 1 2 条から第 1 4 条までを次のように改める。

（清掃業務従事手当）

第 1 2 条 清掃業務従事手当は、清掃事務所等に勤務する区規則で定め
る職務に従事する職員が、廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密
接に関連する業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 7 0 0 円を超え
ない範囲内において、区規則で定める。

（一時保護業務手当）

第 1 3 条 一時保護業務手当は、一時保護所に勤務する職員が、児童福
祉法に定める業務で区規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 1 , 4 7 0 円を
超えない範囲内において、区規則で定める。

（児童相談所業務手当）

第 1 4 条 児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童
福祉法に定める業務で区規則で定めるものを行うため家庭訪問、指導、

相談等の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において、区規則で定める。

第14条の2を削る。

第15条中「第5条」を「第7条」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

一時保護業務手当及び児童相談所業務手当を支給する職員及び業務の範囲並びに支給額を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。